

保育所設置・運営事業者募集に関する質問事項及び回答

令和4年5月6日時点

番号	項目	質問	回答
1	応募申請書類	事前審査の期限までに提出できない書類がある場合は、当該審査の対象とならないのでしょうか。	やむを得ない理由により事前審査の期限までに提出できない書類がある場合は、当該書類を本申請までにご提出いただく前提の上、事前審査の対象書類から免除することもあり得ますので、ご相談ください。
2	応募申請書類	原本の提出が必要とされる書類は、事前審査においても原本の提出が必要なのでしょうか。	事前審査においては、本申請において必要となる書類の案をご提出いただくものとしておりますので、全ての書類について、原本の提出は必要ありません。
3	応募申請書類	応募申請書類一覧中「その他必要な書類」として提出を求められる可能性があるのは、どのような書類でしょうか。	ご提出いただいた各様式の記載内容が、通常の実務申請書類で確認できない場合、その挙証資料を求めることがあります。 なお、今回の審査では、「(プラチナ)えるぼし認定」又は「(プラチナ)くるみん認定」を受けている事業者への加点を行いますので、当該認定を受けている場合は、その証明となる書類(認定証の写し等)をご提出ください。
4	整備元となる物件	整備元となる賃貸物件は、既存の物件に限られるのでしょうか。	既存の物件に限らず、建築予定の物件を整備元としていただくことも可能です。ただし、当該整備元物件の建築費用は補助対象となりませんので、ご注意ください。本件募集における補助対象は、整備元物件を保育所として改修するための工事に係る費用等に限られます。 なお、建築予定の物件を整備元としていただく場合は、当該整備元物件が建築基準法上の基準を満たす旨の証明をご提出ください。
5	整備補助の対象	保育所整備に係る補助金に、保育備品の購入費用は含まれますか。また、補助対象となる備品の範囲は限定されていますか。	基本的には、賃貸物件を保育所として改修するための工事に係る費用を補助対象としております。ただし、保育所の設備として必要不可欠である備品に係る費用も補助対象とする場合がありますので、適宜ご相談ください。